



注意

今回ご案内しているのは、「一部早期（前倒し）給付」です。

この申請で給付されるのは4～6月分（3か月分）のみで、残り9か月分を受給するには7月以降にもう一度申請が必要になります。

【今回の「一部早期（前倒し）給付」を申請したほうが良いのは、こんなご家庭】

- 一刻も早く、一部でも給付金が必要だ。
- 令和5年度の住民税（市県民税）所得割額は0円だったが、令和6年度は1円以上つく見込みである。

それ以外であれば2度手間になってしまうので、通常給付（7月以降の申請）が良いと思われる。

税額がわからない場合は、令和6年度課税証明書が発行できるようになってから（横須賀市は6/3以降。各市町村により異なる）令和5・6年度いっぺんに取得して確認してから申請書等を取りにいらしても良いかもしれません。

税額はマイナンバーカードを使ってマイナポータルで確認することもできます。

★「一部早期（前倒し）給付」と「通常給付」の違い

	一部早期（前倒し）給付	通常給付
申請時期	6月末まで	7月～10月頃
申請方法	紙のみ	紙または電子申請
審査対象	令和5年度課税証明書 または 令和6年4月1日現在の生活保護（生業扶助）受給証明	令和6年度の課税証明書 （就学支援金申請で提出済みのマイナンバーで審査する場合は省略可） または 令和6年7月1日現在の生活保護（生業扶助）受給証明
給付時期	8月頃	9月～12月頃
給付額	年額の1/4 ※通常給付で2回目の申請をして 年額の3/4を受給可能	年額